

「MINA コインでんき 電気供給約款」 新旧対照表

2022年5月1日

変更後	現行
<p data-bbox="465 421 775 552">MINA コインでんき 電気供給約款</p> <p data-bbox="465 999 775 1034">2022年05月01日</p> <p data-bbox="376 1094 887 1129"><u>(2022年6月検針分より適用)</u></p> <p data-bbox="156 1238 1088 1273">小売電気事業者：株式会社イーネットワークシステムズ</p>	<p data-bbox="1456 421 1765 552">MINA コインでんき 電気供給約款</p> <p data-bbox="1456 999 1765 1034">2021年10月7日</p> <p data-bbox="1576 1075 1648 1110">(追加)</p> <p data-bbox="1146 1238 2078 1273">小売電気事業者：株式会社イーネットワークシステムズ</p>

「MINA コインでんき 電気供給約款」 新旧対照表

2022年5月1日

変更後	現行										
<p>Ⅲ 契約種別および料金</p> <p>11. 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="143 485 1102 686"> <thead> <tr> <th>需要区分</th> <th>契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電灯需要</td> <td>従量電灯 B, C</td> </tr> <tr> <td>電力需要</td> <td>低圧電力</td> </tr> </tbody> </table> <p>12. 電灯需要</p> <p>(1) 従量電灯 B (九州電力送配電株式会社エリア) ニ 料金は別紙料金表に定める金額とし、変更する場合にはあらかじめお客さまに通知します。</p> <p>(2) 従量電灯 C (九州電力送配電株式会社エリア) ニ 料金は別紙料金表に定める金額とし、変更する場合にはあらかじめお客さまに通知します。</p> <p>13. 電力需要</p> <p>(1) 低圧電力 (九州電力送配電株式会社エリア)</p> <p>イ 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。</p> <p>ロ) 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電</p>	需要区分	契約種別	電灯需要	従量電灯 B, C	電力需要	低圧電力	<p>Ⅲ 契約種別および料金</p> <p>11. 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1135 485 2089 611"> <thead> <tr> <th>需要区分</th> <th>契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電灯需要</td> <td>従量電灯 B, C</td> </tr> </tbody> </table> <p>12. 電灯需要</p> <p>(1) 従量電灯 B (九州電力送配電株式会社エリア) ニ 料金は別途需給契約締結時に交付する料金表に定める金額とし、変更する場合にはあらかじめお客さまに通知します。</p> <p>(2) 従量電灯 C (九州電力送配電株式会社エリア) ニ 料金は別途需給契約締結時に交付する料金表に定める金額とし、変更する場合にはあらかじめお客さまに通知します。</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	需要区分	契約種別	電灯需要	従量電灯 B, C
需要区分	契約種別										
電灯需要	従量電灯 B, C										
電力需要	低圧電力										
需要区分	契約種別										
電灯需要	従量電灯 B, C										

「MINA コインでんき 電気供給約款」 新旧対照表

2022年5月1日

変更後	現行
<p><u>流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</u></p> <p><u>ハ）当社が料金メニューとして設定していること。</u></p> <p><u>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</u></p> <p><u>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとします。ただし、供給電気方式 および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</u></p> <p><u>また、周波数は、北海道電力ネットワーク株式会社・東北電力ネットワーク株式会社・東京電力パワーグリッド株式会社エリアを50ヘルツとし、それ以外のエリアは60ヘルツとします。</u></p> <p><u>ハ 契約電力</u></p> <p><u>イ）契約電力は、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表2.（契約電力および契約容量の計算方法）により計算された値を参考に、1年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。</u></p> <p><u>ロ）ただし、電力会社以外の電気事業者から電気の供給を受けたこと</u></p>	<p>(追加)</p>

「MINA コインでんき 電気供給約款」 新旧対照表

2022年5月1日

変更後	現行
<p><u>のないお客さまが、当社と電気の需給契約を締結するにあたり、引き続き契約負荷設備により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、当該電力会社との電気の需給契約の終了時点での契約電力の値を引き継ぐものとします。なお、契約負荷設備における契約電力の変更を希望される場合にはイに定める契約主開閉器による契約に変更していただきます。</u></p> <p><u>ニ 料金は別紙で定める料金表に定める金額とし、変更する場合にはあらかじめお客さまに通知します。</u></p> <p>IV 料金の算定および支払い</p> <p><u>18. 料金の支払義務および支払期日</u></p> <p>(5) お客さまが <u>19.</u> (料金その他の支払方法) (6)により支払われる場合、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。</p> <p><u>19. 料金その他の支払方法</u></p> <p>(2) <u>42.</u> (工事費等の負担) に規定する場合その他お客さまがこの供給約款に基づき支払うこととなる金銭の支払い債務 (料金に係る債務を除きます。) につい</p>	<p>(追加)</p> <p>IV 料金の算定および支払い</p> <p>17. 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(5) お客さまが 18. (料金その他の支払方法) (6)により支払われる場合、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。</p> <p>18. 料金その他の支払方法</p> <p>(2) 40. (工事費等の負担) に規定する場合その他お客さまがこの供給約款に基づき支払うこととなる金銭の支払い債務 (料金に係る債務を除きます。) につい</p>

「MINA コインでんき 電気供給約款」 新旧対照表

2022年5月1日

変更後	現行
<p>ては、MINA コインにより支払っていただく方法、その他当社が適当と認める方法により支払っていただきます。</p> <p>(6) お客さまが申込みの際に指定された MINA コインアカウントの MINA コインの数が不足している、<u>退会等により MINA コインアカウントが存在しない</u>等の事由により支払期日において料金、工事費負担金その他の一部または全部を MINA コインによりお支払いいただくことが出来ない場合には、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただく方法、その他当社が適当と認める方法により支払っていただきます。</p> <p>(7) ポイント還元プランのお客さまが料金を、<u>本 19.(6)</u>により支払われる場合、当社は MINA ポイントを付与しません。</p> <p>(8) お客さまが料金を、<u>本 19.(6)</u>により支払われる場合、金融機関等との手続きの関係で、初回の料金の引き落としが間に合わなかった場合は、翌月以降分と合算してお支払いいただく場合があります。</p>	<p>ては、MINA コインにより支払っていただく方法、その他当社が適当と認める方法により支払っていただきます。</p> <p>(6) お客さまが申込みの際に指定された MINA コインアカウントの MINA コインの数が不足している等の事由により支払期日において料金、工事費負担金その他の一部または全部を MINA コインによりお支払いいただくことが出来ない場合には、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただく方法、その他当社が適当と認める方法により支払っていただきます。</p> <p>(7) ポイント還元プランのお客さまが料金を(6)により支払われる場合、当社は MINA ポイントを付与しません。</p> <p>(8) お客さまが料金を(6)により支払われる場合、金融機関等との手続きの関係で、初回の料金の引き落としが間に合わなかった場合は、翌月以降分と合算してお支払いいただく場合があります。</p>
<p><u>20. 明細書等の発行</u></p> <p><u>17 (料金の算定) にもとづき発行する利用明細書等を発行する場合は、それぞれ次の紙面発行手数料を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。なお、領収書の発行は、クレジットカードでのお支払いのお客様は対象外となります。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

「MINA コインでんき 電気供給約款」 新旧対照表

2022年5月1日

変更後			現行
紙面発行手数料	内容	手数料(税込)	(追加)
	利用明細書(1か月分)	165円	
	利用明細書(1年分)	770円	
	領収書(1か月分)	165円	
	領収書(1年分)	770円	
	請求書	220円	
<p>V 使用および供給</p> <p><u>26.</u> 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>(2) <u>44.</u> (保安等に対するお客さまの協力) によって必要なお客さまの電気工作物の検査等</p> <p>(5) <u>28.</u> (供給の停止), <u>36.</u> (需給契約の終了) (1)または <u>38.</u> (当社からの解除等) に必要な処置</p> <p><u>28.</u> 供給の停止</p> <p>(2) お客さまが以下のいずれかに該当し、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合は、電力会社により、電気の供給の停止が行われることがあります。</p> <p>へ <u>26.</u> (需要場所への立ち入りによる業務の実施) に反して、当社又は電力</p>			<p>V 使用および供給</p> <p><u>24.</u> 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>(2) <u>42.</u> (保安等に対するお客さまの協力) によって必要なお客さまの電気工作物の検査等</p> <p>(5) <u>26.</u> (供給の停止), <u>34.</u> (需給契約の終了) (1)または <u>36.</u> (当社からの解除等) に必要な処置</p> <p><u>26.</u> 供給の停止</p> <p>(2) お客さまが以下のいずれかに該当し、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合は、電力会社により、電気の供給の停止が行われることがあります。</p> <p>へ <u>24.</u> (需要場所への立ち入りによる業務の実施) に反して、当社又は電力</p>

「MINA コインでんき 電気供給約款」 新旧対照表

2022年5月1日

変更後	現行
<p>会社の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>チ <u>27.</u> (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって必要となる措置を講じることができない場合</p>	<p>会社の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>チ 25. (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって必要となる措置を講じることができない場合</p>
<p><u>29.</u> 供給停止の解除</p> <p><u>28.</u> (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつその事実にともない当社または電力会社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、以下の場合を除き、当社は速やかに電気の供給を再開いたします。</p>	<p><u>27.</u> 供給停止の解除</p> <p><u>26.</u> (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつその事実にともない当社または電力会社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、以下の場合を除き、当社は速やかに電気の供給を再開いたします。</p>
<p><u>32.</u> 損害賠償の免責</p> <p>(1) 当社が電気を提供する場合であっても、電気の送配電はすべて、供給設備を維持および運用する電力会社が自らの託送供給等約款に基づき行うものであり、<u>31.</u> (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) <u>28.</u> (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 38. (当社からの解除等) によって需給契約を解除した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p><u>30.</u> 損害賠償の免責</p> <p>(1) 当社が電気を提供する場合であっても、電気の送配電はすべて、供給設備を維持および運用する電力会社が自らの託送供給等約款に基づき行うものであり、<u>29.</u> (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) <u>26.</u> (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合またはエラー! 参照元が見つかりません。 (当社からの解除等) によって需給契約を解除した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>

「MINA コインでんき 電気供給約款」 新旧対照表

2022年5月1日

変更後	現行
<p>VI 契約の変更および終了</p> <p><u>36.</u> 需給契約の終了</p> <p>(2) 需給契約は、<u>38.</u> (当社からの解除等) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。</p> <p><u>38.</u> 当社からの解除等</p> <p>(1) <u>28.</u> (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解除することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) お客さまが <u>36.</u> (需給契約の終了) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p> <p>IX 保安</p> <p><u>45.</u> 調査および調査に対するお客さまの協力等</p> <p>(1) お客さまの電気工作物（自家用電気工作物を除きます。<u>46.</u> (検査または工事の委託)において同じです。)が技術基準に適合しているかどうかについては、電力会社が、法令および電力会社の託送供給等約款で定めるところにより、</p>	<p>VI 契約の変更および終了</p> <p><u>34.</u> 需給契約の終了</p> <p>(2) 需給契約は、<u>36.</u> (当社からの解除等) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。</p> <p><u>36.</u> 当社からの解除等</p> <p>(1) <u>26.</u> (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解除することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) お客さまが <u>34.</u> (給契約の終了) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p> <p>IX 保安</p> <p><u>43.</u> 調査および調査に対するお客さまの協力等</p> <p>(1) お客さまの電気工作物（自家用電気工作物を除きます。<u>44.</u>において同じです。)が技術基準に適合しているかどうかについては、電力会社が、法令および電力会社の託送供給等約款で定めるところにより、調査いたします。</p>

「MINA コインでんき 電気供給約款」 新旧対照表

2022年5月1日

変更後	現行
<p>調査いたします。</p> <p>X 一般条項</p> <p>48. 秘密保持</p> <p>(2) お客さまは、需給契約終了後も、本 48. (秘密保持) に基づく秘密保持義務を負うものとします。</p> <p>51. 通知</p> <p>当社からお客さまへの通知は、50. (届出) に基づき当社に届け出られた住所に宛てて、書面の郵送その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。お客さまが、50. (届出) の届出を怠ったため、当社からの通知が延着した場合、または到達しなかった場合、当該通知は、通常到達すべき日時に到達したものとみなします。また、お客さまが当該届出を怠ったためにお客さまに損害が生じた場合、当該損害について、当社は一切責任を負いません。</p> <p>別表 2. 契約電力および契約容量の計算方法</p> <p>12. (電灯需要) (2)ハまたは 13. (電力需要) (1)ハの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、別途定める力率を乗じます。</p>	<p>X 一般条項</p> <p>46. 秘密保持</p> <p>(2) お客さまは、需給契約終了後も、本 46. (秘密保持) に基づく秘密保持義務を負うものとします。</p> <p>49. 通知</p> <p>当社からお客さまへの通知は、48. (届出) に基づき当社に届け出られた住所に宛てて、書面の郵送その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。お客さまが、48. (届出) の届出を怠ったため、当社からの通知が延着した場合、または到達しなかった場合、当該通知は、通常到達すべき日時に到達したものとみなします。また、お客さまが当該届出を怠ったためにお客さまに損害が生じた場合、当該損害について、当社は一切責任を負いません。</p> <p>別表 2. 契約電力および契約容量の計算方法</p> <p>12. (電灯需要) (2)ハの場合の契約容量は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、別途定める力率を乗じます。</p>

「MINA コインでんき 電気供給約款」 新旧対照表

2022年5月1日

変更後	現行
<p style="text-align: center;">【別紙】</p> <p style="text-align: center;">料金表</p> <p style="text-align: center;">(九州電力送配電株式会社供給区域)</p> <p>九州電力送配電株式会社供給区域：低圧電力</p> <p>1. 適用範囲 本紙では、九州電力送配電株式会社の供給区域におけるイーネットワークシステムの電力需要の低圧電力の料金を定めるものとします。</p> <p>2. 料金 料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引がある場合は所定の割引金額を差し引いた金額といたします。ただし、電力量料金は、後記「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整」2. 燃料費調整（1）イに定める方法によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整」2. 燃料費調整（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「再生可</p>	<p style="text-align: center;">【別紙】</p> <p style="text-align: center;">料金表</p> <p style="text-align: center;">(九州電力送配電株式会社供給区域)</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>

「MINA コインでんき 電気供給約款」 新旧対照表

2022年5月1日

変更後	現行
<p><u>能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整」2. 燃料費調整（1）イに定める方法によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整」2. 燃料費調整（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整」3. 離島ユニバーサルサービス調整額（1）イに定める方法によって算定された平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整」3. 離島ユニバーサルサービス調整額（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整」3. 離島ユニバーサルサービス調整額の算定（1）イに定める方法によって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整」3.ユニバーサルサービス調整額（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</u></p>	<p>(追加)</p>
<p>3. 割引金額 <u>割引金額がある場合は、当社およびイーネットワークシステムズが別途協議して、本文 6.（需給契約の申込み）に規定する当社所定の様式による申込書にて定める金額といたします。</u></p>	<p>(追加) (追加)</p>
<p>4. 料金メニュー <u>低圧電力の料金メニューは以下に記載するものとします。</u></p>	<p>(追加) (追加)</p>

「MINA コインでんき 電気供給約款」 新旧対照表

2022年5月1日

変更後		現行
契約種別	料金メニュー	(追加)
低圧電力	動力プラン	
(1) 動力プランの基本料金および電力量料金		(追加)
(イ) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。		
契約電力1キロワットにつき	611.12 円	
(ロ) 電力量料金		(追加)
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。		
1キロワット時につき	22.34 円	
再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整 (九州電力送配電株式会社供給区域)		再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整 (九州電力送配電株式会社供給区域)
2. 燃料費調整		2. 燃料費調整
(1) 燃料費調整額の算定		(1) 燃料費調整額の算定
ロ 燃料費調整単価 (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合		ロ 燃料費調整単価 (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合
$\text{燃料費調整単価} = (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$		$\text{燃料費調整単価} = (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$

「MINA コインでんき 電気供給約款」 新旧対照表

2022年5月1日

変更後	現行
<p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を <u>上回る</u> 場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を 上回り、かつ、 41,100 円以下 の場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,100 円を上回る場合 平均燃料価格は、41,100 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$